

令和3年度第2回地域福祉推進委員会会議録

日 時	令和3年8月25日(水)午前10時00分～午前12時00分
場 所	宇治市議会棟3階 第3委員会室
参加者	<p>委 員： 加藤委員長、岡野委員、奥西委員、松本委員、迫委員、尾崎委員、桶屋委員、栢木委員、本城委員、海老名委員、藤井委員、萩原委員、原田委員、俣委員、山上委員、山本委員、西村委員、濱田委員、藤田委員</p> <p>(欠席委員: 光田委員、羽野委員、牧野委員、土井委員)</p> <p>事務局： 星川福祉こども部長、栢木福祉こども部副部長兼地域福祉課長、鶴谷地域援護係長、幡山主事、橋本(会計年度任用職員)、島崎事務局長(社協)土田事務局次長(社協)</p> <p>コンサルタント業者: 株式会社 名豊 谷貝氏</p> <p>傍聴者： 中止</p>
委員長	<p>◆次第1 開会</p> <p>ただいまから、令和3年度第2回宇治市地域福祉推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日、京都府内に緊急事態宣言が発出されている関係もございまして、感染症拡大防止のため、一般傍聴を中止とさせていただきます、報道関係者のみということで開催をさせていただきますと思います。これは委員会の了承事項だと思いますので、特に問題がなければご了承いただきたいと思います。</p> <p><委員から異議なし></p> <p>まず、本日の議題に入る前に事務局からお伝えしたいことがあると聞いておりますので、事務局からご発言をお願いいたします。</p>
事務局	<p>前回の委員会で、小学校で児童に配付しておりますタブレットの件で、述べられていたことにつきまして、この度訂正がございました。</p>
委員	<p>初めに、前回7月21日の本委員会の発言に対しまして、訂正をさせていただきたく思います。</p> <p>前回、ご指摘いただきました、学校のタブレットの端末を使って、「死ね」等の使ってはいけない言葉を書いていたという件ですが、私の認識が甘く、「学校の中では(そういったことは)ほぼないと思います。なぜなら、子ども同士で(直接やりとりを)することはないのです。」という発言をしましたが、発言を撤回させていただきます。</p> <p>実際にタブレットを使って、いじめになるような使い方がされたということを確認しました。この場をお借りして、深くお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。</p> <p>前回おっしゃっておられた、いじめに発展し、それがひきこもりや社会的な問題事象に発展するのではないか、ということについて、私ども学校現場においても同じような危機感を持っております。子どもたちが暴力的で、人権を無視するような言葉を使うということに、問題意識を持ち、事あるごとに、いじめは許さないというメッセージを発信している</p>

	<p>ところであります。また、常々教職員には人権についてアンテナを張り、意識を高くもって指導をしているところであります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員長 ただいま、丁寧な説明がありました。これを踏まえてしっかり我々も取り組んでいきたいものがございます。</p> <p> 一人ひとりの固有の尊厳、これに気づいて守り高めるといこと、それから相手の心の痛みを受け止めて寄り添うということ、この 2 つは教育の全てでありますし、かついま我々が策定しようしている地域福祉の根本に置くべきものがございます。ぜひともこういった状況、つまり「死ね」と書き込まれたり、書き込んだりする、書き込む子どもたちも、実は不安定な自分、むなしい自分を抱えていたり、本当の気持ちを受け止めてもらえない苦しみを持っていたりします。両方にしっかりアプローチが必要ですし、そのためにも地域での様々な人の関わりが極めて重要でございますので、しっかりと我々も受け止めて進んでいきたいと思ひます。</p> <p> ◆次第2 「宇治市地域福祉計画の策定に向けての検討について」</p>
委員長	<p>それでは、「次第2 宇治市地域福祉計画の策定に向けての検討について」事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><「資料1 第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けて」に沿って説明></p>
委員長	<p>資料1について目を通してございまして、事前質問をいただいております。これにつきまして事務局より、資料2に沿ってご説明をお願いします。</p>
事務局	<p><「資料2 事前質問まとめ」に沿って説明></p>
事務局	<p>(資料1)の 31 ページのところについて、補足の説明をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>第 2 期計画の間に、平成 28 年 6 月 2 日に、ニッポン一億総活躍プランが閣議決定されまして、「地域共生社会の実現」という言葉が入ってきました。</p> <p>例えば、令和 3 年 4 月 1 日施行の社会福祉法の改正にも、頭には「地域共生社会の実現のための社会福祉法の改正の法律改正」として表現されております。いまトピックとして注目するべきワードとして、「地域共生社会」が注目されています。</p> <p>先ほど担当からも新しい時代の変化に対応するための言葉として、基本的な考え方は踏襲しますが、今風に変えていきたいということで説明をいたしました。このことにつきまして、(基本)理念のところの最後で「～地域共生社会の実現を目指します」ということで、「地域共生社会」という言葉を理念の中にきっちり入れていきたいと考えております。</p> <p>当然住民主体ということにつきましては、国の地域福祉推進の理念におきましても、「住民の主体的な参加を大前提」として文言を「Ⅱ」のところそのままを記載しております。住民主体は当たり前のこととして、大前提として今までからの考えを踏襲しながら、ただし社会福祉法に基づく宇治市の、行政の地域福祉計画を考えましたところ、「地域</p>

共生社会の実現」において、「住民主体」でいきますと、行政が何もしていないように見えてしまっているのではないかとことです。行政の部分が薄らいでいるのではないかとことを考えておきまして、社会福祉法の第 1 条の目的や、第 4 条のところには「地域福祉の推進」ということがありまして、地域福祉計画にあたりましては、それぞれが「協力・連携」して進めていくということが明記されております。法律の中でも「連携・協働」が明確に書かれている中で、今回(第 3 期の宇治市地域福祉計画の基本理念に)持ってきているということです。それが「Ⅱ」のところで「連携・協働」に変更させていただいております。

「地域共生社会の実現」に向けた部分では、住民の主体的な参加というのは、何度も申し上げておりますとおり、大前提といたしておりますが、行政としてもしっかりと連携を図っていくという考えのもとでこの度提示をさせていただいている経過となっております。決して否定をしているわけでもなく、あくまでも考え方は踏襲して、そして今のトピックに注目して、「地域共生社会の実現を目指す」という理念に基づき、行政もしっかりと加わった中でも「連携・協働」という考え方を今回表しておりますので、どうぞ皆様のご理解をよろしく願いいたします。

委員長

いま事務局から説明させていただいたとおり、ぜひともこの意見は活かしたいという意見、それから、しっかり委員会ですっきり議論していきたいという意見がございました。いずれにしろ熱心に事前の質問、意見をいただいたことは、本当にありがたいことだと思います。

私からは、ちょっとだけ付け加えさせていただきますが。

「市民」と「住民」の違いについてです。「住民」は、まさに住んでいる人です。けれども「宇治市民」と言いますと、「宇治市に通学してきている人」「(宇治市に)通勤してきている人」など、住んではないけれども、宇治市を生活の場としている人も含めると「市民」となります。「市民」をひとつのベースにして、「住民」を使い分けることになると思います。

いま、事務局から説明がありましたように、「住民主体を後退させたのではないか」という意見が複数あったのですが、そうではなくて、行政には生活のさまざまなベースを保障していく責務があります。雇用保障、所得保障、住宅保障、教育保障、医療保障、それから介護サービス保障も含めたことです。一方市民に、無関心と分断が広がっている。改めて、住民主体は基本として、この分断、無関心を克服していく意味でも、行政の包括的、総合的なサービスを住民の生活に則して提供していくためにも、「連携・協働」が重要なキーワードになってくるのではないだろうかということです。もちろん第一番目にはご指摘いただいた「基本的人権」を挙げております。「性的指向・性自認」「ジェンダーフリー」も含めまして「ダイバーシティ」、「一人ひとり違って、その違いこそ素晴らしいのだ。」、ありのままの素晴らしさを活かし合っていくということが、第一に出てきて当然です。

もう一つだけ話して、皆さんからのご意見をいただきたいと思います。

「固有の尊厳」についてです。

1948 年の世界人権宣言、Universal Declaration of Human Rights の宣言に、ディグニティ(inherent dignity)という、世界中で戦争をして、全体主義が広がって、オンリーワンの尊厳をリスペクトするということが出て、サンフランシスコ平和条約でもこれに取り組むようにということになり、かつ 2007 年の障害者権利条約にも、固有の尊厳、オンリーワンの人としての価値が大事だということは(挙げられており、)ここは重要なことだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員

委員長がおっしゃった近いことから申し上げます。「尊厳」ということですが、確かに「国際高齢者年」に関する表現の中でも、「尊厳」ということは言われております。ある時、私は宇治市の認知症の講座で、盛んに力説されたのは、「認知症の人の尊厳」ということでした。具体的にはそれは一体何かというと、言葉だけが飛び跳ねているようで全然分からない。

その点でいきますと、児童憲章というのがあります。昭和 26 年に出されたもので、あの中には 3 つの原則があります。一つ目は「児童は人として尊重される」、二つ目は「児童は社会の一員として重んじられる」、(児童憲章を指して)ここは社会の一員なのです。認知症の人の場合であっても、家族の一員として重んじられる。「すべて社会の構成員として大切なんだ。」ということが示されていて、児童憲章はよくできたものだとも今でも思っています。児童を障害者に替えても、認知症の人に替えても、みんな社会の一員として役割をみんなが持っているのだということです。「尊厳」という言葉は、その言葉だけでは、一般的なことは分かりにくいという思いがします。

それから二つ目ですが、5 者についてです。資料2の 1 ページ目の 7 番目の質問の回答の中に、「民生委員・児童委員、学区福祉委員も地域住民の一人であり」と書いてあります。けれどもその時は民生委員とか、児童委員とか学区福祉委員という肩書を外して、一人の住民としての活動をしなければならない。それが担い手なのです。担い手はあくまでも住民、あるいは市民であって、それがキチンと活動していけるように、その基盤整理を回りがしていく。行政というのは、住民主体という言葉はあっても、決して行政の役割を軽んじているのではなくて、住民自体が主体として動き出せるかどうかというのは、それを支える基盤として行政や社会福祉協議会の問題です。行動的には、一番基本になるのは住民主体だろうと思っています。そうでないと、ともすればひっくり返ってしまう。上の方に行政、社会福祉協議会があり、一番下に市民ということに成りかねない。何人かの委員さんもお指摘されていると思いますが、前回の委員会のときにもらった資料のように「住民主体の福祉のまちづくり」がよいのではないか。「地域共生社会」が盛んに言われるようになったけれども、「ニッポン一億総活躍社会」とセットになって「地域共生社会」と出てきました。「共生」というのは、「ともに生きる」と同時に「ともに分かち合う」とならないといけない。「共生」だけでは格差社会への対応は薄れると思います。格差をなくしていくには、共に分かち合っていかなければならない。共に生き、共に分かち合うという面があるはずだけれども、どうも「地域共生社会」という言葉が出てくると、ちょっとどうか(思います。)
「自助」「公助」「共助」「互助」と言われますが、自助だけが強く言われるようなことに成りかねないと思います。

委員

先ほど委員長から、「住民」と「市民」の使い分けの話がありました。回答には「統一します」と書いてあるのですが、やはり私はよく中身を見て、吟味して言葉を選んだ方がよいと考えます。委員長が言われた意味での「市民」というのもありますが、もう一つの「市民」の意味は、「課題に向かって主体的に行動する人」という意味で使われる場合もあります。「住民」の場合は、「ある一定の身近なコミュニティに住んでいる人」という意味がありますので、P.34 の施策の体系のところ、<連携・協働>の「地域福祉の推進を担う者が 住民の主体的な参加と併せ」となっていて、この右側 35 ページの「5 つ『柱』」の 2 番目に「②市民が主体となった地域福祉活動の推進」となっています。この文言の繋がりがどうなのかなど。この表現は前から使っていると思うのですが、中身をみると、34 ページの「住民の主体的な参加」という中身を見ると、むしろ市民の方がよいのかなと正直感じました。

それともう一つありまして、これはピントが外れているかもしれませんので、お許しいただきたいのですが。

37 ページのキーワードのところです。

できれば私の思いとして発言させていただきたいと思います。

「③ゆるやかな支え合い」のところ。「ゆるやかな支え合い」の言葉の中には、まさにゆるやかな、「弱いつながりの強さ」という言葉がありますが、弱いつながりの方が実は拡散力があるのです。そういった背景から出てきていると思うのですが、これからは「多文化共生」という視点も入れていただけたらどうかというのがあります。

それともう一つは、「⑤安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供」の中で、先ほどもありました国の「重層的支援体制整備事業」の中でも言われていますが、包括的な支援体制を作っているために、「多機関協働」のが大きなキーワードになっていると思いますので、これは外せないのかなと思います。これは福祉以外の分野との連携、包括的に捉えて総合的に支援するという意味で、入れた方がよいのではないかと感じました。

P.34 ですが、「基本的視点」の＜連携・協働＞のⅡ（の説明の部分の）最後、「（～行って地域力の向上を図り、）～福祉のまちづくりを推進します。」という表現になっていますが、私の感覚ですが、あまり言われなくなっていると思います。やはりまちづくりというのは、「多文化共生」、「多機関協働」もそうですが、いろいろな視点からまちづくりを進めていく。「福祉のまちづくり」になってしまうと、福祉の部分に収れんしてしまう。分かりやすく言えば広がりがなくなる。ここの一部では、「福祉でまちづくり」という言い方もされるところもあるのですが、この表現については少し検討願えたらなと思います。

委員長

「多文化共生」「多機関協働」、こういったキーワードはぜひぜひ生かしたいと思います。「福祉のまちづくり」についてもしっかりと検討していきたいと思います。

委員

30 ページのところ「5. 地域活動や各種サービス等の情報の不足」のところ、住民アンケートの結果が載っているわけですが、私は常々思っているのですが、情報の入手手段で、高齢者にとって、行政が出している情報が行き渡るか、それが活用できているかということの思うわけです。

市政だよりは新聞をとってなければ入っていないし、ホームページも携帯を持っているかにも。

今日も私事ですが、今日この委員会に遅れたのは、会場が変更になったということが分からなかったのです。（変更の連絡を）メールで送ったということなのですが、私はメールを使えませんので、分かりませんから、産業会館へ行きました。

やはり高齢者になると、メールを使えない。携帯を活用できているか、町内会に回ってくる防災の要望についても、町内会の回覧として回ります。回覧で分厚い資料を見られるのか。町内会に配るなら、世帯数も分かっているのだから、十分に活用できるような取り組みをしてほしいです。

私のところには隣保館という施設があります。NPO、町内会、民生児童委員とか。私のところは250世帯で1人の民生委員です。生活支援率が他の地域より高いです。（民生委員さんは）本当に頑張って苦勞していただいています。NPOと一緒に、1軒1軒戸別に世帯に回っていただいています。そういう手立てがきちりできるように。施設も要りますし。集会所も公民館も減らしていく方向になってはいますが、施設というのは必要です。

	<p>字の読み書きがきっちりできて、文章能力があって、ピラをまかれたりするのですが、漢字が読めない人もたくさんおられます。高齢者へも一軒一軒訪問して、向かい合って話をしないと分からない。そういうことを地元ではしています。行政がもっと、市民、高齢者にどういう対象で、どういう方がおられるのかということ念頭に置いて、文章でも、情報がきっちり入るような手立てを今後考えていかなければならないと思います。</p>
委員長	<p>ぜひ、いまおっしゃった点、高齢者の情報アクセス、情報は山ほど溢れているのだけでも、それをどう活用していいのか、そこに隘路がある。障害者権利条約にはアクセシビリティという表現が出てきますが、これは交通アクセスも含めての、サービスやサポートを活用したり、利用したりする権利です。ご意見を生かすようにしっかり取り組んで参りたいと思います。</p>
事務局	<p>情報のアクセスの大切さ、輻輳しているというご意見ありがとうございました。</p> <p>まさに事務局の方の不手際におきまして、原田委員に(委員会の)会場が変更になったということが伝えられていなかったということが判明いたしまして、お詫び申し上げます。</p> <p>情報社会という中で、まさしく起こった事象として、何のツールがいいのか、情報として何か提供できるのか、何が一番伝わるのか、その辺りもしっかりと視点を持って皆様にとどくように、情報社会の輻輳化も含めまして、欠如しないようにしていかなければならないという貴重なご意見をいただいたと思っております。</p>
事務局	<p>なかなかホームページにはアクセスすることが難しいという高齢者の方も多いかもしれませんが、市政だよりについては全戸配布ということで、新聞をとっておられなくても1日号、15日号で、すべてのご家庭に配布をさせていただいており、ポストへは投函させていただいている状況です。ただ、それ以外の方法でも、いまご意見をいただいたとおり、なかなかお伝えできていない部分もあると思いますので、しっかりと努力していく必要があると思っております。</p>
委員長	<p>「ちゃんと見せているだろ。」「ちゃんと届けているだろ。」ということよりも、やっぱりキャッチボールが大事で、届いたということがフィードバックされるということが重要になってくるのでしょね。</p>
委員	<p>われわれも企業として、社会貢献をいかにするかということについては、それぞれみなさんが苦慮され、それなりに活動されているかと思えます。</p> <p>先ほどからいろいろ話が出ておりましたが、市民なのか住民なのかという話。市民主体、住民主体ということにつきましては、間違いない大前提だと思います。</p> <p>それについても、今回第3期計画で、以前の第2期計画の「住民全体の福祉のまちづくり」から「地域共生社会の実現を目指す」という文言に変わっているということについて、先ほど若干ご議論があったかと思えます。</p> <p>市民中心であるということは大前提ですが、先ほどからの説明の中の5者については、それぞれしっかりとした組織を持っておられるけれども、「市民」「住民」というのは緩やかな共同体、意識のようなものでしかなく、組織化されていない。行政を含めた残りの4者で、しっかりとアシストしていかなければならないと思っています。制度というのは我々が、昔から比べると随分と進歩してきています。ただ、その制度がいま必ずしも現状正しいのかどうかというのは、常にチェックしていかなければならない話だと思います。</p>

	<p>す。その主体として動いていただくのはやはり行政。行政が主体的にやっていただかなければならないことだと思います。あるいは実行者が現場でいろいろ何を苦勞されているのかということ十分に理解していただく、共生社会を目指すという中の、市民が主体であるというは何も変わらない大前提の中で、住民に奉仕する者としての行政の役割がはっきりと意識されるような文面というのが必要ではないかと思っていました。</p> <p>「地域共生社会の実現」ということを書いていただくことによって、行政の積極的な取り組みということ意識できるのかな、むしろ行政にそういう意識をもっていたらいいということ、こうして書いていただくことによって、言質をとったよということになります。組織されていない市民が中心なので、ぜひとも制度も含めて逐次いろいろな情報を流していただく、いろいろな改革をしていただく、そういう取り組みを、第 3 期計画の基本理念の中にお示しになられたことをはじめとして、いろいろとやっていただきたいと思えます。</p> <p>委員 31 ページの「地域福祉推進の基本的視点」の 2 番目のところの表現がどうも腑に落ちないのです。</p> <p>と言いますのは、「地域福祉の推進を担う者が、住民の主体的な参加と併せ 相互の連携・協働により 地域力を育むまちづくりを進めます」という表現になっていますが、先ほど事務局から説明のあった「地域福祉の推進を担う者」というのは「住民を含めた 5 者である」という説明でした。そうすると「住民が住民の主体的な参加と併せ」という何だか重複するような表現にもなっていますし、私のイメージとして、「地域福祉の推進を担う者」と言ってしまうと、住民の中で「地域福祉に関わっている人たちだけ」というようなニュアンスが出てくるのかな、と思います。先ほど委員長が言われたように、住民の中に分断をもたらすようなニュアンスが「地域福祉の推進を担う者」という表現の中に出てくるのではないかということ危惧しています。</p> <p>他の委員もそういったことで意見を出されていたと思いますが、この辺りの表現はもう少し考えるべきではないかという意見です。</p> <p>委員 36 ページの「6 地域福祉推進のプログラム＜施策の方向 具体的な取り組み＞」で、「性的指向・性自認」が網掛けになっていて、これから新しく入るということで、これはおそらく QGBT のことなのだろうと思います。</p> <p>P.20 の「安全・安心に暮らせるまちづくり」を見ても、それらしき内容は全く含まれておりませんね。具体的にどのようなことをしていこうと思っておられるのか、これは言葉だけなのか、もうちょっと形として入れていただく方がよいのではないかと思います。例えば公営住宅を借りられるようにするとか。そういう方たちのお話をお聞きする機会を作るとか、何らかのアクションがないと、これは本当に絵にかいた餅になってしまうのではないかと思います。</p> <p>事務局 いまいただきました P.20 のところに記載されているところは、あくまでも第 2 期計画の内容になっていますので、今後第 3 期計画では、「性的指向・性自認」というのをキーワードにして、性の多様性、LGBTQ とか、LGBT とかいろいろ言い方はあると思いますが、その辺りも着目したうえで、今後具体的なプログラムとしての取組を進めていきたいと考えております。この視点を持って進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員	<p>31 ページの計画の「基本理念」と、「基本的視点」についてです。</p> <p>宇治としてのインパクトというか、これを見たらすぐに「宇治だ」とわかるようなものがよいのではないでしょうか。インターネットでいろいろと他市の計画を見ることができます。見出し部分だけでも宇治を入れるとかでもよいと思うのですが、きらりと光るようなオリジナリティのある表現、それとできるだけ短くすっきりとしたようなセンスの良い文章がよいなあというのがひとつです。</p> <p>もう一点ですが、地域福祉計画の策定において、上位計画である総合計画との整合性がとれているのかどうか、というのがこれからも含めて気になっています。</p> <p>事務局の方にお仕事を増やして申し訳ないのですが、地域福祉計画を策定するうえで、上位計画とのずれというか、ポイントとなるようなことを今後示していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>前段の方のお話は、事前質問でも、ご意見でもいただいているところですので、ぜひとももうひとひねりできたらいいなあと思います。</p> <p>「宇治らしさ」ということで、ぜひとも委員からも何かアイデアをいただけたらと思います。</p> <p>後半のご質問についてですが、事務局いかがでしょう。</p> <p>上位計画との整合性についての話です。</p>
事務局	<p>(資料1で)書いているとしたら P.5 に、上位計画の位置づけが明記させていただいております。</p> <p>実際に策定中の総合計画には、細かな分野が入ってきておりまして、地域福祉計画も同時進行している中では、当然のこととしてしっかりと連携は図って、組み立てていておりますが、それがどのような形で最終的に表現ができるかというのは大変難しいところにはなってきますが、何らかの形で表現できるように試行錯誤しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>前半のご質問の、宇治市のカラーについてですが、P.31 に何か入れられたらいいなあということで、委員長もおっしゃったようにアイデアをいただきたいなあとも思いますが、今回の目玉といいますか、(宇治市の)カラーについては、P.32 に「ちはやひめ」というのを入れているところが、何より宇治市らしさをアピールできているのではないかと、ということでして、今回事務局で新たに入れさせていただいているところにはなりません。(ご指摘の部分と)少しずれているところにはなりますが、ここでははっきりと入れさせていただいております。市民の方にもとつきやすいように、身近に感じていただけるのではないかと、ということで、ここは知恵を絞ったところにはなりませんので、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>「ちはやひめ」については、私はなかなか傑作だなと、事務局はうまく考えてくれたと思っています。おっしゃるとおり、市民にきちんとアピールしないといけないと思いますので、こういう形でご了承くださいませ。</p>
委員	<p>高齢者の見守りについてです。</p> <p>私も民生委員をさせていただいております。私の例を出しますと、私の担当は 250 軒。250 軒のうち、民生委員によっても違うのですが、その地域に住んでおられる民生委員が担当する高齢者の一人暮らしと 75 歳以上の方の数は、多い人で 15 人くらいです。いま 75 歳以上の方も元気にかなり働いておられたりするのであまり関係なくて、一</p>

	<p>人暮らしで何かあったときに困るということでの担当になっていますが。</p> <p>コロナの時代で、あちらこちらに行ってはいけないという指令が出ています。</p> <p>担当するのは、自分の家の近所だから、外回りして、電気がついていないか、残念ながらその確認くらいしかできません。それでも安否確認はできますが、連絡等については難しいと思います。それが一つの例です。</p> <p>先ほど他の委員がおっしゃっていた、障害の区別等についてです。私の勉強不足かもしれませんが、もう40年くらい前に、市議会に請願を出したことがあります。「車いすで歩けるまちづくり運動」をやっていたことがあります。ハンディキャップをもった人々のための整備要項制定に向けての請願を市議会に提出して、採択されたのですが、いま「ハンディキャップをもった人々」というのが差別の言葉になるのか、私も勉強不足なのですが、あまりそういう言葉を聞かないです。「障害者」も字が変わったりする関係もありますし、その辺り私も勉強する必要があるのですが、お分かりの方がいましたら教えていただきたいと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>地域をしっかりと見守ってくださっていることには敬意を感じております。</p> <p>「ハンディキャップ」については、日本語では「社会的不利益」と訳しますが、英語では「hand in cap」となって、「帽子(cap)に手を入れて、くじをひいて、当たりはずれ(損得)を決める」というところから「ハンディキャップ」という言葉が出来たということで、アメリカではあまりよい言葉ではないということです。国際的にはあまり使われない言葉になっています。</p> <p>ゴルフで「ハンディ」といいます。そういうことに使うのは良いにしても、障害者の文脈では使わない方がよいだろうということです。</p>
<p>委員</p>	<p>現実的なお話をさせていただきたいのですが、(資料1)P.2の網掛け部分を読ませていただいたときに、ふと感じたことなのですが「自然災害などに対する市民の危機意識が大きく高まってきています。」ということなのですが、ある団体に災害に関する意識調査のアンケートをさせていただきたいと提案したのですが、アンケートの手間などを考えたら大変だからということで却下されてしまいました。</p> <p>その地域は、今まであまり大きな災害は起こっていない地域なので、これは宇治市の中でもかなり温度差があると思うのです。「～大きく高まっています。」ということは、私はすごく嬉しいのですが、現実には、災害が起こっていない地域では、他人事のような意識の低さで、これだけ全国的にあちらこちらで災害が起きているのに、まだまだと実感しました。</p> <p>それから、(資料1の)33ページの「ちはやひめ」の「や」と部分で、「やってみようを簡単に」とありますが、宇治ボランティア活動センターでは、マッチングサロンを実施しています。ボランティアをしたい人とボランティアをしてほしい人をマッチングさせて、サロン風にして、気軽に集まってもらうということを現実にやっています。コロナ禍で、(開催が)とびとびになっていて、なかなか難しいですが、スムーズにできるようになれば、(現在)総合福祉会館で実施しているのですが、宇治市の中で、中宇治、西宇治、東宇治などいろいろな拠点でできるようになれば、すごくいいなあと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>(資料1)の2ページのところです。</p> <p>国や府の動向がずっと書かれていて、最後に「地域共生社会」を実現していくということとくられていて、その下に厚生労働省のイメージ図が付けておられます。</p> <p>今更こんなことをいうのは何なのですが、国は住民主体の地域福祉のイメージを示す</p>

ために、こういう図を作るのですが、このイメージ図では違和感があるというか、この計画の中で、市民の方がこのイメージ図を見て、イメージを得られるのかが疑問です。その辺りはいかがでしょうか。この図を見て、課題解決を図っていけるとか、こういう組織ができるのかが、なかなかイメージしにくいように私は思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

事務局

正直申しまして、計画というのはもともと文字が多いもので、できるだけ絵や表を入れたりして、市民の方になじみやすいように、何とかならないかという思い、いろいろを考えて厚生労働省の作成資料ということが目に入り、今回入れている図になっています。

なかなか「これがよい」というものがありましたらご教授いただけたらと思います。出回っている中では、なかなか「これだ」というものがピックアップできないのかなあと思ったり、(この)図の中でも、文字が多いので分かりにくいのかなあと思ったり。いろいろなご意見をいただくうえで、何が何でもこの図でなければならないということではございませんので、どの図がより分かりやすいのかを模索しながらやっていきたいと思っております。

委員長

ぜひともまたご意見を、メモの形で結構ですので、お寄せいただいて、もちろん次回は次の段階に進みますが、本日いただいた意見をどう生かしていくかということをお私と事務局の方で、頭をひねってみたいと思っておりますので、引き続きご意見をいただきたいと思っております。ありがとうございます。

現在開催されているパラリンピックの目標が、インクルーシブ コミュニティ、インクルーシブ ソサエティが掲げられています。これは多様性を生かしていく、一人ひとりの違いを活かしあっていく、一人ひとりオリジナルな尊厳を持っている。それをしっかり表現して、繋がっていく。それがインクルーシブな社会、地域だと思っております。

SDGs では「誰一人取り残さない」ということを国際的に言っております。

先ほどおっしゃった社会的に弱い立場にいる人、排除されたり、孤立したりする立場に置かれやすい人において、総合的に共に生きいく社会を実現していこう」ということであろうかと思っております。

社会の一員であることを実感できることについての意見もありました。分かち合うということ、実際にどう展開していくのかというご指摘もありました。人間が年をとるのは自然現象であって、それを「予防」「対策」というのはどうなのだろうか、ずっとおっしゃっています。

「健康の回復、維持、増進」に、重点をおいて表現するべきであろうと、実は私も思っている次第です。

「フレイル」という言葉も、どこかの医学会が、これを使いましょうということで、あっという間に広がっていきました。「フレイル対策」という言葉もどうなのかという思いを、実は私は思いを持っています。

こういったことも含めまして、今日いただいたご意見については、もう一度吟味して、生かして、皆様に提示させていただきたいと思っております。

いずれにしても、本当に熱心にご議論いただいたことに感謝申し上げます。

◆次第3 「その他について」

(終了)